

「J A ネットバンク利用規定」の一部改正について（事前のご案内）

J A バンクで通帳レス口座の取り扱いを開始することに伴い、2022年11月29日（火）付で「J A ネットバンク利用規定」を一部改正いたします。

改正内容の詳細につきましては、以下の改正箇所にかかる新旧対照表をご参照ください。

なお、規定の実質的な内容変更を伴わない「目次の削除」（他の規定と統一するもの）も行いますが、「目次の削除」は新旧対照表での表示を省略します。

以 上

新	旧
<p>「J A ネットバンク利用規定」</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>「J A ネットバンク利用規定」</p> <p><u>目次</u></p> <p><u>第 1 条 「J A ネットバンク」</u></p> <p><u>第 2 条 サービス取扱時間</u></p> <p><u>第 3 条 利用申込み</u></p> <p><u>第 4 条 本人確認</u></p> <p><u>第 5 条 取引の依頼・依頼内容の確認等</u></p> <p><u>第 6 条 照会サービス</u></p> <p><u>第 7 条 振込・振替サービス</u></p> <p><u>第 8 条 税金・各種料金払込みサービス「Pay - easy (ペイジー)」</u></p> <p><u>第 9 条 定期貯金サービス</u></p> <p><u>第 1 0 条 ローン繰上返済サービス</u></p> <p><u>第 1 1 条 カードローンサービス</u></p> <p><u>第 1 2 条 取引内容の記録等</u></p> <p><u>第 1 3 条 月額手数料等</u></p> <p><u>第 1 4 条 パスワードの管理、セキュリティ等</u></p> <p><u>第 1 5 条 解約等</u></p> <p><u>第 1 6 条 移管</u></p> <p><u>第 1 7 条 免責事項</u></p> <p><u>第 1 8 条 本サービスの不正使用による振込等</u></p> <p><u>第 1 9 条 届出事項の変更等</u></p> <p><u>第 2 0 条 通知・告知手段</u></p> <p><u>第 2 1 条 海外からの利用</u></p> <p><u>第 2 2 条 サービスの追加</u></p> <p><u>第 2 3 条 サービスの休止</u></p> <p><u>第 2 4 条 サービスの廃止</u></p> <p><u>第 2 5 条 本規定の変更</u></p> <p><u>第 2 6 条 業務委託の承諾</u></p> <p><u>第 2 7 条 関係規定の適用・準用</u></p> <p><u>第 2 8 条 契約期間</u></p> <p><u>第 2 9 条 譲渡・質入れ等の禁止</u></p> <p><u>第 3 0 条 準拠法・合意管轄</u></p>

新 (略)	旧 (略)
<p>第9条 定期貯金サービス</p> <p>1. 定期貯金サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した口座について、定期貯金の口座開設、預入、満期解約予約、満期時取扱条件変更（満期解約予約取消、元金継続・元利金継続の変更）、中途解約等を行うことができるサービスをいいます。</p> <p>2. 本サービスによる口座開設を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち定期貯金口座未開設の総合口座とし、開設した定期貯金口座（以下「開設口座」といいます。）は、自動的にサービス利用対象口座に登録されます。なお、口座開設時に契約者が指定した総合口座の届出印を開設口座の届出印とします。</p> <p>3. 本サービスによる預入は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) 預入を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち<u>証書式定期貯金を除く</u>定期貯金口座とし、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座（納税準備貯金を除く。）から預入金額を引き落とし、契約者が指定した定期貯金口座に預入します。</p> <p>(2) 定期貯金商品は当組合所定のものに限り、また、預入の期間が10年やマル優等、本サービスによる取扱いができない事項があります。</p> <p>(3) 定期貯金の適用利率は、預入日における定期貯金商品の貯金利率とします。</p> <p>4. 本サービスによる満期解約予約および満期解約予約取消を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち総合口座の定期貯金口座とします。また、元金継続・元利金継続の変更を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち<u>証書式定期貯金を除く</u>定期貯金口座とします。</p> <p>5. 本サービスによる中途解約を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち<u>証書式定期貯金を除く</u>定期貯金口座における当組合が定める商品に限り、また、当組合所定の中途解約利率を適用します。</p> <p>6. 本サービスを利用できる口座や商品に該当しても、契約状況、取引状況によっては、本サービスを利用できない場合があります。</p> <p>(略)</p> <p>以上</p>	<p>第9条 定期貯金サービス</p> <p>1. 定期貯金サービスとは、当組合が指定する操作方法により、契約者の依頼に基づき、サービス利用対象口座の中から契約者が指定した口座について、定期貯金の口座開設、預入、満期解約予約、満期時取扱条件変更（満期解約予約取消、元金継続・元利金継続の変更）、中途解約等を行うことができるサービスをいいます。</p> <p>2. 本サービスによる口座開設を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち定期貯金口座未開設の総合口座とし、開設した定期貯金口座（以下「開設口座」といいます。）は、自動的にサービス利用対象口座に登録されます。なお、口座開設時に契約者が指定した総合口座の届出印を開設口座の届出印とします。</p> <p>3. 本サービスによる預入は、次のとおり取り扱います。</p> <p>(1) 預入を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち<u>通帳式</u>定期貯金口座とし、あらかじめ指定されたサービス利用対象口座の中から契約者が指定した支払指定口座（納税準備貯金を除く。）から預入金額を引き落とし、契約者が指定した定期貯金口座に預入します。</p> <p>(2) 定期貯金商品は当組合所定のものに限り、また、預入の期間が10年やマル優等、本サービスによる取扱いができない事項があります。</p> <p>(3) 定期貯金の適用利率は、預入日における定期貯金商品の貯金利率とします。</p> <p>4. 本サービスによる満期解約予約および満期解約予約取消を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち総合口座の定期貯金口座とします。また、元金継続・元利金継続の変更を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち<u>通帳式</u>定期貯金口座とします。</p> <p>5. 本サービスによる中途解約を利用できるのは、サービス利用対象口座のうち<u>通帳式</u>定期貯金口座における当組合が定める商品に限り、また、当組合所定の中途解約利率を適用します。</p> <p>6. 本サービスを利用できる口座や商品に該当しても、契約状況、取引状況によっては、本サービスを利用できない場合があります。</p> <p>(略)</p> <p>以上</p>